

第100回定時株主総会 招集ご通知

日時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
（受付開始は午前9時30分からとさせていただきます。なお、お土産のご用意はございません。）

場所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
（サピアタワー6階）
ステーションコンファレンス東京

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

目次

第100回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	9
事業報告	24
連結計算書類	56
計算書類	60
監査報告	63



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧ください。
<https://p.sokai.jp/4205/>



株主各位

証券コード 4205

2025年6月5日

東京都千代田区丸の内一丁目6番2号

日本ゼオン株式会社

取締役会長 **田中 公章**

第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第100回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、当社ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下のURLにアクセスのうえご確認くださいませようお願い申し上げます。

<当社ウェブサイト> <https://www.zeon.co.jp/ir/stock/meeting/>



電子提供措置事項はこの他、以下のウェブサイトにも掲載しております。このうち東京証券取引所ウェブサイトに関しましては、「銘柄名（会社名）」に「日本ゼオン」、または「コード」に「4205」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」の順に選択してご確認ください。

<株式会社プロネクサスウェブサイト> <https://d.sokai.jp/4205/teiji/>



<東京証券取引所ウェブサイト>

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、次のいずれかの方法により議決権を行使くださいますよう、お願い申し上げます。

【議決権行使書用紙による議決権の行使】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

【インターネット等による議決権の行使】

後記「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、当社指定のウェブサイトアクセスいただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご登録くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月27日（金曜日）午前10時 ※受付開始は午前9時30分からとさせていただきます。
2 場 所	東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 （サピアタワー6階）ステーションコンファレンス東京
3 会議の目的事項	報告事項 1. 第100期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および 監査役会の連結計算書類監査結果の報告の件 2. 第100期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役10名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件
4 議決権行使に ついてのご案内	(1) 議決権行使書用紙またはインターネット等による議決権行使に際しましては、2025年6月26日（木曜日）午後5時10分までに到着するよう、ご返送またはご登録をお願いいたします。 (2) 議決権行使書用紙により議決権を行使された場合において、議案に対する賛否の表示がないときは、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。 (3) 議決権行使書用紙およびインターネット等双方によりまして、重複して議決権を行使された場合、インターネット等による行使を有効なものとしてお取扱いいたします。また、インターネット等で複数回数、議決権を行使された場合で、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なるときは、最終の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

以 上

- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述の各掲載先ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- 書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には、法令および当社定款第15条の規定に基づき「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」を記載しておりません。従いまして、当該書面は、監査報告および会計監査報告を作成するに際して監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 2025年6月27日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

場所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
（サピアタワー6階）ステーションコンファレンス東京
（末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2025年6月26日（木曜日）午後5時10分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



スマートフォン・タブレット端末・パソコン等から「スマートSR」、または議決権行使ウェブサイト
にアクセスし、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。詳細は次頁の「**インターネット等による議決権行使のご案内**」をご参照ください。

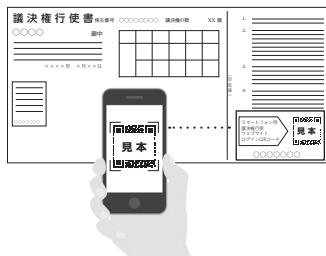
行使期限 2025年6月26日（木曜日）午後5時10分入力分まで

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマートSR」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

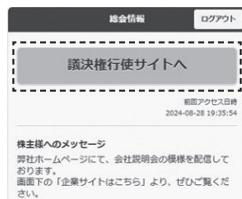
- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 「スマートSR」画面上部の「議決権行使サイトへ」ボタンをタップします。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※通信環境の影響等により接続しづらい場合は、時間を置いて再度アクセスしてください。



「議決権行使サイトへ」
をタップ

「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

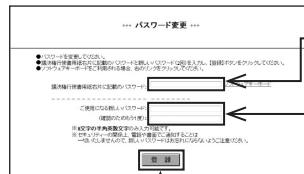
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

1. インターネット等による議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、「スマートSR」へログインすることにより議決権を行使可能です。同封の議決権行使書用紙右片に掲載のQRコードを読み取り、ログイン後、「議決権行使サイトへ」ボタンを押していただくと、株主様個別の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスできますので、画面の案内に従って入力ください。
- (2) 当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）でも議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (3) 行使期限は2025年6月26日（木曜日）午後5時10分までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (4) 書面とインターネット等による議決権行使を重複して行使された場合は、インターネット等によるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (5) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (6) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部（以下）までお問い合わせください。

(1)インターネット等による議決権
行使に関する専用お問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部

電話  0120-768-524（年末年始を除く9：00～21：00）

(2)上記以外の株式事務に
関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部

電話  0120-288-324（平日9：00～17：00）

株主総会ライブ配信のご案内

第100回定時株主総会の模様をインターネットでライブ配信いたします。

本総会におきましては、当日会場にご来場されない株主様にも株主総会の模様をご覧いただけるよう、映像と音声でライブ配信いたします。是非ご自宅等でご視聴ください。

<配信日時> 2025年6月27日(金曜日) 午前10時から株主総会終了時刻まで

※ライブ配信サイトには、午前9時30分頃からアクセス可能です。

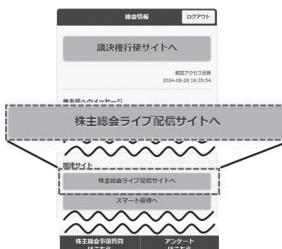
<視聴方法>

1. スマートフォン・タブレット端末等で視聴する場合

①議決権行使書右下に記載のQRコードを読み取ります。



②「スマートSR」画面の「株主総会ライブ配信サイトへ」ボタンを押下ください。



③「株主総会ライブ配信サイト」に遷移します。以降は画面の案内に従ってご視聴ください。

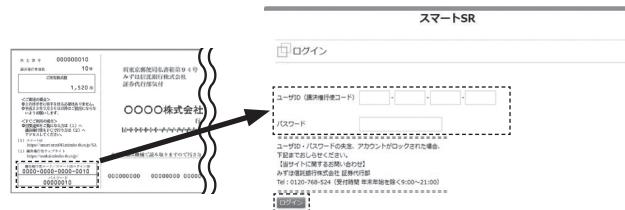


2. PC等で視聴する場合

①以下のURLより議決権行使書右片の裏面に記載の議決権行使コード・パスワードをご入力の上、「スマートSR」へログインしてください。

「スマートSR」URL

<https://smart-sr.m041.mizuho-tb.co.jp/SA>



②「スマートSR」画面の「株主総会ライブ配信サイトへ」ボタンをクリックしてください。以降は画面の案内に従ってご視聴ください。



<注意事項>

- ・事前に議決権行使をされる場合も、当日のライブ配信をご覧いただくことができます。
- ・ライブ配信の視聴方法等に変更がある場合は、最新の情報を当社ウェブサイト (<https://zeon.co.jp/>) でお知らせいたします。
- ・当日ご出席いただいた株主さまの容姿は映さないように配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・ライブ配信では、ご質問などのご発言はお受けすることができませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ライブ配信をご覧になるための「ID」および「パスワード」を第三者に共有すること、ライブ配信の模様を録音、録画、公開等することは、お断りいたします。
- ・ご使用のPC環境や、インターネットの接続環境等により、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。
- ・ご覧いただく場合の通信料金等は、株主さまのご負担となります。

お問合せ先

みずほ信託銀行 証券代行部
☎ 0120-288-324
(平日9:00-17:00)

株主さまアンケートについてのご案内

当社では株主の皆さまからのご意見を、今後の経営とIR活動に反映させていきたいと考えております。

つきましては、「スマートSR」からアンケートへのご協力をお願い申し上げます。

(所要時間は5分程度です)

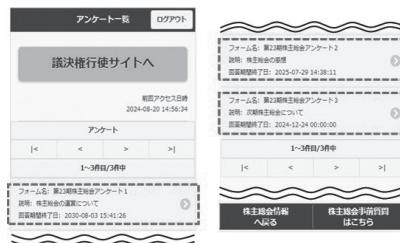
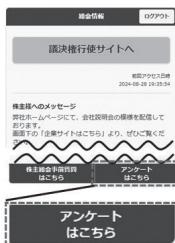
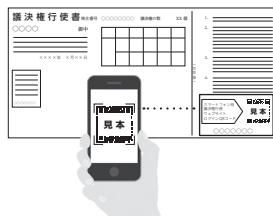
本アンケートの詳細は「案内・注意事項」画面の記載内容をご参照ください。

＜受付期間＞ 2025年6月5日（木曜日）午前9時から2025年6月26日（木曜日）午後5時10分まで

＜回答方法＞

1. スマートフォン・タブレット端末等で回答いただく場合

- ① 議決権行使書右下に記載のQRコードを読み取ります。
- ② 「スマートSR」画面の「アンケートはこちら」ボタンを押下ください。
- ③ 「アンケート」画面に遷移します。回答するアンケートを選択し、以降は画面の案内に従ってご回答ください。
(以下は3つアンケートがある場合の画面イメージです)

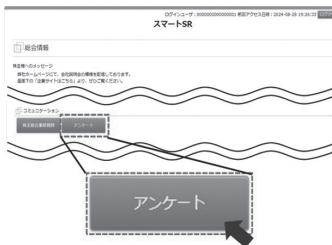
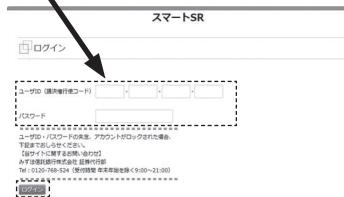


2. PC等でご回答いただく場合

- ① 以下のURLより議決権行使書右片の裏面に記載の議決権行使コード・パスワードをご入力の上、「スマートSR」へログインしてください。
- ② 「スマートSR」画面の「アンケート」ボタンをクリックしてください。
- ③ 「アンケート」画面に遷移します。以降は画面の案内に従ってご回答ください。

「スマートSR」URL

<https://smart-sr.m041.mizuho-tb.co.jp/SA>



株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、剰余金の配当方針を「自己資本配当率（DOE）4%以上」とし、中長期に当社株式を保有いただく株主のみなさまへ安定した配当を提供しつつ、成長と還元を高い次元で両立させることを目指しております。

このような方針のもとに、2025年3月期の期末配当につきましては、以下のとおり1株あたり35円とさせていただきたいと存じます。この結果、年間配当金は中間配当を含めると1株あたり70円（DOE4.0%）となり、前期実績から25円の増配となります。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金 35円00銭 総額 6,953,854,250円
(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日	2025年6月30日

第2号議案

取締役10名選任の件

現任取締役11名は、本定時株主総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、社外取締役5名を含む取締役10名（男性7名、女性3名）の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の地位および担当等	属性			
1	田中 公章	取締役会長	再任	男性		
2	豊嶋 哲也	取締役社長	再任	男性		
3	まつ 松浦 一慶	取締役常務執行役員 基盤事業本部長、エナジー材料事業部長	再任	男性		
4	そ 曾根 芳之	取締役常務執行役員 管理本部長	再任	男性		
5	こ 小西 裕一郎	取締役常務執行役員 高機能事業本部長、高機能樹脂事業部長	再任	男性		
6	きた 北畑 隆生	社外取締役 セーレン株式会社社外取締役 株式会社ミロク情報サービス社外取締役	再任	男性	社外	独立
7	な 南 雲 忠 信	社外取締役 ローム株式会社社外取締役 取締役会議長	再任	男性	社外	独立
8	あき 秋山 美紀	社外取締役 慶應義塾大学環境情報学部教授	再任	女性	社外	独立
9	ます 升 味 佐江子	社外取締役 仙石山法律事務所弁護士	再任	女性	社外	独立
10	よし 吉川 京子	DMG森精機株式会社理事	新任	女性	社外	独立

社外 社外役員候補者 **独立** 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

た な か き み あ き
田 中 公 章 (1953年2月19日生)

所有する当社株式の数…………… 154,660株

取締役会出席状況…………… 18/18回

再任

男性

【略歴、当社における地位および担当】

1979年4月	当社入社	2012年6月	当社取締役 兼専務執行役員
2005年6月	当社取締役	2013年6月	当社取締役社長
2007年6月	当社取締役 兼執行役員	2023年6月	当社取締役会長 (現任)
2011年6月	当社取締役 兼常務執行役員		

【重要な兼職の状況】

—

取締役候補者とした理由

2013年に当社取締役社長に就任し、2023年からは取締役会長を務めております。社長在任中からの長きにわたり当社グループの牽引役として経営の指揮を取り、企業価値向上、ひいては社業の発展に貢献してまいりました。その経営全般にわたる豊富な経験と知識に基づくリーダーシップの発揮を期待し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

と よ し ま て つ や
豊 嶋 哲 也 (1963年3月13日生)

所有する当社株式の数…………… 18,260株

取締役会出席状況…………… 18/18回

再任

男性

【略歴、当社における地位および担当】

1989年4月	当社入社	2023年6月	当社取締役社長 (現任)
2015年6月	当社執行役員		
2020年6月	当社常務執行役員		
2022年6月	当社取締役 兼常務執行役員		

【重要な兼職の状況】

—

取締役候補者とした理由

2023年に当社取締役社長に就任し、中期経営計画『STAGE30 第2フェーズ』推進の陣頭に立って経営を指揮するなど、当社グループの企業価値向上に貢献しております。その経営全般にわたる豊富な経験と知識に基づくリーダーシップの発揮を期待し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

まつ うら かず よし
松 浦 一 慶 (1967年2月21日生)

所有する当社株式の数…………… 31,260株
取締役会出席状況…………… 18/18回

再任

男性

【略歴、当社における地位および担当】

1993年4月 当社入社
2017年6月 当社執行役員
2019年6月 当社取締役 兼執行役員
2022年6月 当社取締役 兼常務執行役員（現任）

【重要な兼職の状況】

—

取締役候補者とした理由

2019年に当社取締役就任し、現在は基盤事業本部長およびエナジー材料事業部長を務めております。その豊富な業務経験と知識は当社経営の一翼を担うにふさわしいものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

そ ね よし ゆき
曾 根 芳 之 (1965年6月6日生)

所有する当社株式の数…………… 20,060株
取締役会出席状況…………… 18/18回

再任

男性

【略歴、当社における地位および担当】

1988年4月 当社入社
2018年6月 当社執行役員
2020年6月 当社常務執行役員
2022年6月 当社取締役 兼常務執行役員（現任）

【重要な兼職の状況】

—

取締役候補者とした理由

2022年に当社取締役に就任し、現在は管理本部長を務めております。その豊富な業務経験と知識は当社経営の一翼を担うにふさわしいものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

こにし ゆういちろう
小西 裕一郎

(1965年8月30日生)

所有する当社株式の数…………… 17,060株

取締役会出席状況…………… 18/18回

再任

男性

【略歴、当社における地位および担当】

1991年4月	当社入社	2015年7月	当社電子材料事業推進部長、電子材料事業推進部台湾駐在員事務所長
2011年7月	ソルベイアドバンスポリマーズ株式会社入社	2020年6月	当社執行役員
2012年7月	当社入社	2022年6月	当社取締役 兼執行役員
2013年7月	当社電子材料事業推進1部長	2023年6月	当社取締役 兼常務執行役員（現任）

【重要な兼職の状況】

—

取締役候補者とした理由

2022年に当社取締役役に就任し、現在は高機能事業本部長および高機能樹脂事業部長を務めております。その豊富な業務経験と知識は当社経営の一翼を担うにふさわしいものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

6

きた ぼた たか お
北 畑 隆 生 (1950年1月10日生)

所有する当社株式の数…………… 0株
取締役会出席状況…………… 18/18回

再任

男性

社外

独立

【略歴、当社における地位および担当】

1972年 4月	通商産業省入省	2013年 6月	学校法人三田学園理事長
2004年 6月	経済産業省経済産業政策局長		丸紅株式会社社外取締役
2006年 7月	経済産業事務次官	2014年 4月	学校法人三田学園学校長
2008年 7月	経済産業省退官	2014年 6月	当社社外取締役（現任）
2010年 6月	株式会社神戸製鋼所社外取締役	2020年 4月	学校法人新潟総合学院開志専門職 大学学長
	丸紅株式会社社外監査役		

【重要な兼職の状況】

セーレン株式会社社外取締役
株式会社ミロク情報サービス社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

経済産業行政に長年携われ、その経歴を通じて培われた経験と産業全般に係る見識を有しておられることから、直接会社経営に關与した経験の有無にかかわらず、その見識等に基づく指導・提言により当社の経営に貢献いただけるものと期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、役員指名・報酬委員会委員として当社の役員候補者の指名に係る方針や報酬決定に係る方針等に関し、独立した立場から助言をいただく予定です。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって11年間となります。

候補者番号

7

なぐも ただのぶ
南雲 忠信 (1947年2月12日生)

所有する当社株式の数…………… 16,200株

取締役会出席状況…………… 18/18回

再任

男性

社外

独立

【略歴、当社における地位および担当】

1969年4月	横浜ゴム株式会社入社	2011年6月	同社代表取締役会長兼CEO
1999年6月	同社取締役		当社社外監査役
2002年6月	同社常務取締役	2015年6月	当社社外取締役（現任）
2003年6月	同社専務取締役	2016年3月	横浜ゴム株式会社代表取締役会長
2004年6月	同社代表取締役社長	2019年3月	同社相談役（2024年3月退任）

【重要な兼職の状況】

ーム株式会社社外取締役 取締役会議長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

横浜ゴム株式会社の経営に長年携われ、その経歴を通じて培われた経営の専門家としての経験・見識を有しておられることから、その経験等に裏打ちされた当社の経営に係る実践的な指導と提言を期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、役員指名・報酬委員会委員として当社の役員候補者の指名に係る方針や報酬決定に係る方針等に関し、独立した立場から助言をいただく予定です。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって10年間となりますが、2011年6月から社外監査役として4年間在任しておられました。

候補者番号

8

あきやま みさき
秋山 美紀 (1968年2月13日生)

所有する当社株式の数…………… 0株
取締役会出席状況…………… 18/18回

再任

女性

社外

独立

【略歴、当社における地位および担当】

1991年3月	慶應義塾大学法学部政治学科卒業	2015年4月	同大学院健康マネジメント研究科委員（現任）
1991年4月	株式会社仙台放送報道局入社	2015年12月	博士（医学）取得
2001年11月	ロンドン大学経済政治大学院修士課程修了	2016年3月	カリフォルニア大学バークレー校訪問研究員
2005年4月	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特別研究講師	2017年4月	慶應義塾大学環境情報学部教授（現任）
2005年9月	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科所定単位取得退学		同医学部兼任教授（現任）
2006年12月	博士（政策・メディア）取得		同鶴岡連携研究教育スクエア・先端生命科学研究所兼任教授（現任）
2007年4月	慶應義塾大学総合政策学部専任講師		
2010年4月	同総合政策学部准教授	2019年6月	中央社会保険医療協議会公益委員
2011年4月	同医学部兼任准教授	2023年6月	当社社外取締役（現任）
2012年4月	同環境情報学部准教授		
	同大学院政策・メディア研究科委員（現任）		

【重要な兼職の状況】

慶應義塾大学環境情報学部教授
慶應義塾大学医学部兼任教授
慶應義塾大学鶴岡連携研究教育スクエア・先端生命科学研究所兼任教授
慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科委員
慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科委員
公益財団法人医療科学研究所理事

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

精神保健福祉やヘルスコミュニケーション（健康・医療分野のコミュニケーション）を専門領域とする研究者としての経験・知見、また、政府・自治体等の委員・アドバイザーを歴任されたことにより培われたヘルスケア全般にわたる見識を有しておられることから、直接会社経営に関与した経験の有無にかかわらず、特に当社の健康経営、社員エンゲージメントおよびリスクコミュニケーションに係る課題について有益な指導と提言をいただけるものと期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。また、同氏が選任された場合は、役員指名・報酬委員会委員として当社の役員候補者の指名に係る方針や報酬決定に係る方針等に関し、独立した立場から助言をいただく予定です。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終了の時をもって2年間となります。

候補者番号

9

ますみ さ え こ
升味 佐江子

(1956年4月25日生)

(現姓：齋藤)

所有する当社株式の数…………… 0株

取締役会出席状況…………… 17/18回

再任

女性

社外

独立

【略歴、当社における地位および担当】

1979年3月	早稲田大学法学部卒業	2017年3月	日本弁護士会代議員
1986年4月	弁護士登録、第二東京弁護士会入会、原後総合法律事務所入所 社団法人自由人権協会代表理事	2017年4月	第二東京弁護士会副会長 日本弁護士連合会常務理事
1992年3月	仙石山法律事務所開設	2017年5月	最高裁判所災害補償審査委員会委員
1996年4月	社団法人精神発達障害教育協会 (現 公益社団法人発達協会) 理事 (現任)	2021年5月	最高裁判所災害補償審査委員会委員長 (現任)
2009年4月	最高裁判所司法研修所刑事弁護教官	2023年6月	当社社外取締役 (現任)
2013年7月	放送倫理・番組向上機構 放送倫理検証委員会委員 (2015年4月より同委員会委員長代行)		
2015年8月	株式会社ウェザーニューズ監査役		

【重要な兼職の状況】

仙石山法律事務所弁護士
公益社団法人発達協会理事
公益財団法人日本水泳連盟理事
最高裁判所災害補償審査委員会委員長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士としての長年のキャリアに裏打ちされた経験・知見、また、放送倫理、人権救済等に係る公益活動を通じて培われた社会問題全般にわたる見識を有しておられることから、直接会社経営に関与した経験の有無にかかわらず、特に当社のコンプライアンス、DI&B (ダイバーシティ、インクルージョン&ピロニング) およびビジネスと人権に係る課題について有益な指導と提言をいただけるものと期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、役員指名・報酬委員会委員として当社の役員候補者の指名に係る方針や報酬決定に係る方針等に関し、独立した立場から助言をいただく予定です。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年間となります。

候補者番号

10

よし かわ きょう こ
吉川 京子 (1972年11月23日生)

所有する当社株式の数…………… 0株

取締役会出席状況…………… —

新任

女性

社外

独立

【略歴、当社における地位および担当】

1996年 1 月	J.P.モルガン証券株式会社入社	2019年12月	サキコーポレーション株式会社
2003年 8 月	エルメスジャパン株式会社入社、 財務部ファイナンスアナリスト	2024年 3 月	取締役経営管理本部長
2007年 7 月	ライカカメラジャパン株式会社転籍		DMG森精機株式会社理事（現任）
2018年 3 月	同社取締役管理本部長		

【重要な兼職の状況】

DMG森精機株式会社理事

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

事業会社において経理財務実務の責任者を歴任されてきた経験・知見に鑑み、ポートフォリオ組換をはじめとする当社の事業構造転換、資本効率性向上に係る課題に対して、主にコーポレート・ファイナンスの観点からの監督・助言を期待するとともに、IT部門を含む管理部門を長年統括され、変革プロジェクトを成功させてこられた経験に基づく、当社のDX推進に対する指導・提言も期待し、新たに社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、役員指名・報酬委員会委員として当社の役員候補者の指名に係る方針や報酬決定に係る方針等に関し、独立した立場から助言をいただく予定です。

- (注) 1. 北畑隆生氏、南雲忠信氏、秋山美紀氏、升味佐江子氏および吉川京子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 当社は、北畑隆生氏、南雲忠信氏、秋山美紀氏、升味佐江子氏および吉川京子氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 当社は、北畑隆生氏、南雲忠信氏、秋山美紀氏および升味佐江子氏との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を法令で定める最低責任限度額に限定する契約を締結しておりますが、各氏の選任が承認された場合、同様の内容の契約を継続する予定です。また、吉川京子氏との間におきましても、同様の契約を締結する予定です。
4. 当社は、保険会社との間で、取締役全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることがある損害が填補されるものとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 2023年9月21日、当社の100%子会社であるゼオンメディカル株式会社（以下「ZM社」といいます。）の元社長がみなし公務員に対する贈賄の疑いで逮捕され、同年10月12日、同容疑で東京地方検察庁により起訴されました。また、ZM社は、医療機器業公正取引協議会（以下「公正取引協議会」といいます。）より、ZM社が医療関係者に対して市販後調査の業務委託費等の名目で供与していた金銭等が「医療機器業における景品等の提供の制限に関する公正競争規約」第3条の「医療機器の取引を不当に誘引する手段」としての景品類の提供に当たり、当該規約に違反するとして、2024年8月26日付で「厳重警告」の措置を受けました。北畑隆生氏、南雲忠信氏、秋山美紀氏および升味佐江子氏は、当該事案が判明するまで当該事案を認識しておりませんが、日頃から取締役会等の場で全社的なリスク管理体制整備の必要性について指摘をするなど、ガバナンス強化の視点に立った発言を随時行っておりました。また、他社事案等を踏まえた懸念に基づき執行側に対して詳細調査を提言し、当該事案判明のきっかけを作ったほか、当該事案判明後は、社内調査等の一連の対応の開始後に就任した社外取締役2名が「再発防止特別検討委員会」の委員として再発防止策の提言に参画し、再発防止策の策定以降にあっては当社および当社グループ、ならびにZM社によるガバナンス体制の再構築・強化、監査役監査・内部監査体制の強化、グループ全体での企業倫理・風土の改革等の取組みの進捗報告を受け、取締役会等の場で指導・助言を行うなど、各氏はその社外取締役としての職責を果たしております。
6. 各候補者と当社との間には、会社法施行規則第74条第2項第3号に定める特別の利害関係はありません。
7. 升味佐江子氏の戸籍上の氏名は「齋藤佐江子」ですが、職務上使用している氏名で表記しております。

(ご参考①) 各候補者に特に発揮を期待するスキル一覧

2025年度より開始する中期経営計画『STAGE30 第3フェーズ』は、「選択と集中」の期間と位置づけ、事業構造の転換と企業体質の強化を進め、スペシャリティケミカル企業へのさらなる転換と企業価値向上を目指します。

この第3フェーズでは全社戦略をマテリアリティに統合し、それぞれに対応する第1 KPIを設定しますが、その推進にあたっては、特に「選択と集中」具現化に向けた第1 KPIであるROE・ROIC（全社の資本効率性の指標）、EBITDA（規模的成長の指標）および成長4分野売上高比率（「事業構造の転換」の進捗指標）に強く関連するスキルを執行サイド・監督サイド全体で厚く充足する経営体制とすることが肝要と考えます。

マテリアリティ	主たる第1 KPI	強く関連するスキル			
強固なガバナンスの構築	政策保有株式対純資産比率 ROE 社外取締役比率 外国人／女性役員比率	財務・会計	コンプライアンス・RM	サステナ・ESG	
心からワクワクできる会社の実現	従業員エンゲージメント 健康行動指標	コンプライアンス・RM	サステナ・ESG	組織開発・人材開発	
イノベーションでほかにない価値を提供	ROIC EBITDA 社外連携研究テーマ件数	新規事業創出	財務・会計	営業・マーケティング	研究開発
社会の変化に対応した事業構造の転換	成長4分野売上高比率 SDGs貢献製品売上高比率	事業改革	財務・会計	営業・マーケティング	生産・SCM
循環型社会への貢献	Scope1 + 2 CO ₂ 排出量削減率	サステナ・ESG	研究開発	生産・SCM	
全マテリアリティに共通して実現に貢献するスキル		国際性	企業経営	DX・IT	

『STAGE30 第3フェーズ』の主たる第1KPIに強く関連するスキル、および全マテリアリティに共通して実現に貢献するスキルと、各取締役候補者が有し、かつ当社がその発揮を特に期待するスキル（各候補者について最大4つまで）の組み合わせの一覧（いわゆるスキルマトリックス）は以下のとおりです。

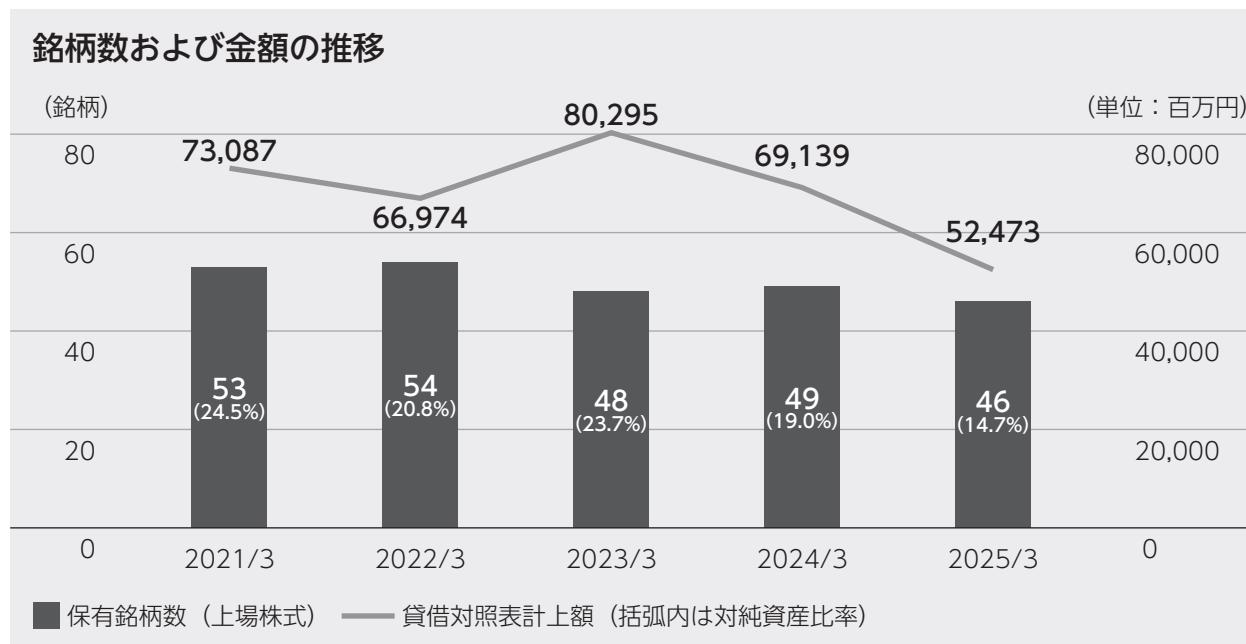
社外取締役候補者にはその経験に基づく一段高い視座からの経営監督とともに、それぞれが有する専門的知見による当社マネジメント層への助言を期待します。社内取締役候補者に対しては、経営チームの一員として、各人の管掌に関わるスキルの発揮を期待するものであります。

	新事業創	規業出	国際性	事業改革	企経業営	財務計	コンプライアンス・リスクマネジメント	サステナビリティ・ESG	営業・マーケティング	研究開発	生産・SCM	組織開発・人材開発	DX・IT
田中公章	○				○			○		○			
豊嶋哲也	○				○					○			○
松浦一慶			○	○		○			○				
曾根芳之	○					○	○					○	
小西裕一郎	○		○	○					○				
北畑隆生			○				○	○					
南雲忠信				○	○				○		○		
秋山美紀			○				○	○					
升味佐江子							○	○					
吉川京子				○		○							○

(ご参考②) 政策保有株式に関する方針

2023年度から開始した中期経営計画『STAGE30 第2フェーズ』では、全社戦略の一つとして「経営基盤を『磨き上げる』」を掲げ、財務戦略の面での2026年度目標として「政策保有株式の対連結純資産比率5%未満」を設定し、取組みを進めてまいりました。2025年度から開始する中期経営計画『STAGE30 第3フェーズ』においても当該目標を引き継ぎ、その達成に向けてさらなる縮減を進めていく計画です。

この方針の下、2024年度は一部の保有銘柄について縮減を進め、その売却価額の合計額は114億95百万円となりました。この結果、2025年3月末日時点における政策保有株式の連結貸借対照表計上額は524億73百万円（対連結純資産比率14.7%）となりました。なお、みなし保有株式については、該当事項はありません



第3号議案

監査役1名選任の件

現任監査役のうち、林佐知夫氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

ひらかわ ひろゆき
平川 宏之

(1958年8月23日生)

所有する当社株式の数…………… 98,300株
取締役会出席状況…………… —
監査役会出席状況…………… —

新任

男性

【略歴および当社における地位】

1981年4月	当社入社	2022年6月	当社特別経営技監（現任）、カーボンニュートラル統括推進部門長
2008年4月	当社経営企画部長		
2008年6月	当社執行役員	2025年4月	当社代表取締役社長付（現任）
2009年6月	当社取締役 兼執行役員		
2015年6月	当社取締役 兼常務執行役員		

【重要な兼職の状況】

—

監査役候補者とした理由

当社取締役常務執行役員を経て2022年に特別経営技監に就任し、現在は代表取締役社長付を務めております。その豊富な業務経験と知識を十二分に活用した経営監査を通じ、当社グループの企業価値向上に貢献することを期待し、新たに監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 当社は、平川宏之氏との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を法令で定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定です。
2. 当社は、保険会社との間で、監査役全員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることがある損害が填補されるものとしております。平川宏之氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3. 平川宏之氏と当社との間には、会社法施行規則第76条第1項第2号に定める特別の利害関係はありません。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期の経営環境を振り返りますと、国内経済・海外経済ともに緩やかな回復の動きがみられる一方、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響や、通商政策をはじめとする米国の政策動向による影響などが景気を下押しする懸念は拭えず、また、金融資本市場の変動等の影響についても予断を許さない状況が続くなど、当社グループを取り巻く環境としては先行き不透明な状況で推移しました。

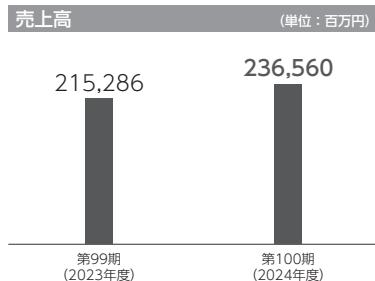
当社グループはこのような環境のもとで、「ZΣ運動」による徹底したコスト削減や、生産革新活動に注力するとともに、エラストマー素材事業におきましては採算性の重視と生産・販売のグローバル展開、高機能材料事業におきましては付加価値の高い新製品の開発と事業拡大に取り組んでまいりました。

この結果、当期の連結売上高は4,206億47百万円と前期に比べて383億68百万円の増収、連結営業利益は293億21百万円と前期に比べて88億21百万円の増益、連結経常利益は330億51百万円と前期に比べて61億46百万円の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は261億99百万円と前期に比べて49億2百万円の減益となりました。

	第99期 (2023年度)	第100期 (2024年度)	前期比
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
売上高	382,279	420,647	38,368増
営業利益	20,500	29,321	8,821増
経常利益	26,906	33,051	6,146増
親会社株主に帰属する当期純利益	31,101	26,199	4,902減

部門別の概況は以下のとおりです。

エラストマー素材事業部門



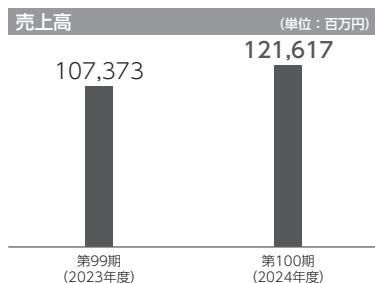
合成ゴム関連では、主要市場である自動車産業における一部生産停止や、国内主要工場の定期検査による減産の影響を受けたものの、原料価格高騰分の価格改定の進捗、為替影響などにより、売上高、営業利益ともに前期を上回りました。

合成ラテックス関連では、衛生用手袋用途向けの拡販に加え、為替影響および原料価格高騰分の価格改定の進捗により、売上高、営業利益ともに前期を上回りました。

化成品関連では、海外の粘着テープ・ラベル向けの需要回復や積極的な拡販政策により出荷量が増加したことに加え、為替影響や出荷量増に伴う固定費単価の改善効果により、売上高、営業利益ともに前期を上回りました。

以上の結果、エラストマー素材事業部門全体の売上高は前期に比べて212億73百万円増加し2,365億60百万円、営業利益は前期に比べて42億96百万円増加し109億31百万円となりました。

高機能材料事業部門



高機能樹脂関連では、光学用途向け・半導体容器向けシクロオレフィンポリマーの需要が堅調に推移し、出荷量が増加しました。加えて、モバイル端末向け光学フィルムの新モデル生産開始時期の前倒しによる出荷量増および大型テレビ向け光学フィルムの需要堅調により、売上高、営業利益ともに前期を上回りました。

電池材料関連では、中国政府の補助金政策を背景に同国内における車載・民生用途向けの需要が堅調に推移し、電力貯蔵システム (ESS) 用途向けの需要増および新規採用も進んだものの、欧州でのEV販売不振による在庫調整が継続したことから、売上高、営業利益ともに前期を下回りました。

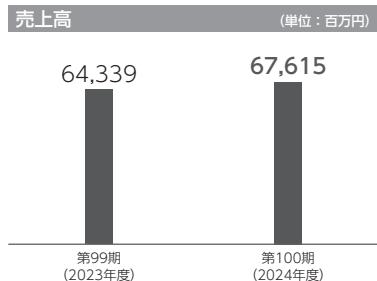
化学品関連では、合成香料の需給緩和による出荷量減、市況価格下落の影響を受けたこと等から、売上高、営業利益ともに前期を下回りました。

電子材料関連では、半導体市況が緩やかな回復基調となり、売上高は前期を上回りましたが、棚卸資産関連費用の発生により、営業利益は前期を下回りました。

トナー関連では、プリンタ市場が堅調に推移した結果、売上高、営業利益ともに前期を上回りました。

以上の結果、高機能材料事業部門全体の売上高は前期に比べて142億44百万円増加し1,216億17百万円、営業利益は前期に比べて43億19百万円増加し175億60百万円となりました。

その他の事業部門



その他の事業においては、子会社の商事部門等の売上高が前期を上回りました。
以上の結果、その他の事業部門全体の売上高は前期に比べて32億76百万円増加し676億15百万円、営業利益は前期に比べて62百万円減少し38億65百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資額は、355億21百万円でした。その主要なものは共創イノベーション施設（神奈川県川崎市）の新設などがございます。

(3) 資金調達の状況

当期の資金は、自己資金、金融機関からの借入金およびコマーシャル・ペーパーの発行で充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、中期経営計画を2021年度から2030年度までの10年間の経営計画と定め、社員の投票で決めた『STAGE30』という名称で、2030年のビジョンである「社会の期待と社員の意欲に応える会社」を目指します。2023年度から2026年度を『STAGE30 第2フェーズ』と位置付け、以下の4つの全社戦略によりガバナンス強化を重視して企業価値の向上を実現してまいりました。

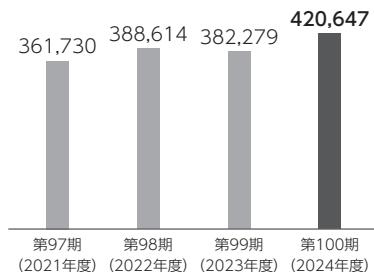
- ① カーボンニュートラルとサーキュラーエコノミーを実現する「ものづくり」への転換を推進するため、2050年を見据えたカーボンニュートラルマスタープランを策定し、CO₂排出量を削減する計画で取り組んでまいります。
- ② 「既存事業の磨き上げ」と「新規事業の探索」の両立で社会課題解決に貢献すべく、既存事業のROIC向上を目指した高機能樹脂と電池材料等の能力増強、CVCを通じたスタートアップ企業への出資やM&Aに取り組んでまいります。
- ③ 個々の強みを発揮できる「舞台」を全員で創る基盤づくりとして、健康経営を推進し、社員により多くの人生の選択肢の提供に努めるほか、各部門にて社員エンゲージメント向上に取り組んでまいります。
- ④ 経営基盤を「磨き上げる」として、ガバナンス強化、将来の経営を担う多様な人材の育成、資本効率の磨き上げに取り組んでまいります。

今後は2025年度から2028年度を『STAGE30 第3フェーズ』と位置付け、新たに制定したマテリアリティを軸に「選択と集中」による成長事業比率の拡大に向けた事業構造の転換と企業体質の強化を進め、更なるスペシャリティケミカル企業への転換と企業価値向上を目指します。当社の取り組むマテリアリティは以下の通りです。

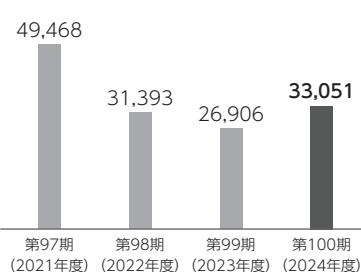
- ・ 強固なガバナンスの構築
- ・ 心からワクワクできる会社の実現
- ・ イノベーションでほかにない価値を提供
- ・ 社会の変化に対応した事業構造の転換
- ・ 循環型社会への貢献

(5) 財産および損益の状況の推移

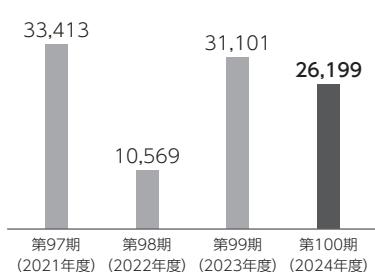
売上高 (単位：百万円)



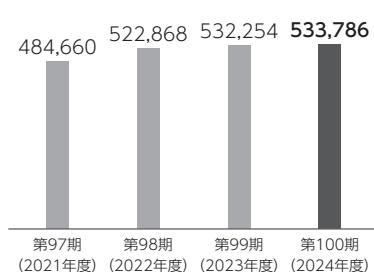
経常利益 (単位：百万円)



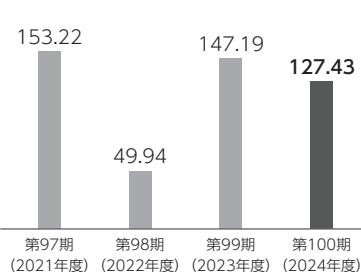
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



総資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



		第97期 (2021年度)	第98期 (2022年度)	第99期 (2023年度)	第100期 (当連結会計年度) (2024年度)
売上高	(百万円)	361,730	388,614	382,279	420,647
経常利益	(百万円)	49,468	31,393	26,906	33,051
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	33,413	10,569	31,101	26,199
総資産	(百万円)	484,660	522,868	532,254	533,786
1株当たり当期純利益	(円)	153.22	49.94	147.19	127.43

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
東京材料株式会社	228	100.0	各種化学商品等の仕入販売
ゼオン化成株式会社	463	100.0	プラスチック製品・包装梱包材料等の加工・販売および資材の販売
株式会社トウペ	490	100.0	塗料、合成ゴム等の製造・販売
Zeon Chemicals Inc.	36百万米ドル	100.0	持株会社
Zeon Chemicals Singapore Pte. Ltd.	220百万米ドル	100.0	合成ゴムの製造・販売

(注) 東京材料株式会社に対する当社の議決権比率には、当社の子会社であるゼオン化成株式会社を通じての間接所有分を含んでおります。また、ゼオン化成株式会社に対する当社の議決権比率には、当社の子会社であるゼオンノース株式会社を通じての間接所有分を含んでおりません。

(7) 主要な事業内容

下記製品の製造および販売

事業部門	主要製品
エラストマー素材事業部門	合成ゴム、合成ラテックス、化成品
高機能材料事業部門	高機能樹脂、電池材料、化学品、電子材料、トナー、医療器材
その他の事業部門	R I M配合液、塗料

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本社	東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
事務所	大阪事務所（大阪市）、名古屋事務所（名古屋市）
工場	高岡工場（富山県）、川崎工場（川崎市）、徳山工場（山口県）、水島工場（岡山県）、氷見二上工場（富山県）、敦賀工場（福井県）
研究所	総合開発センター（川崎市）

（注）当社は、将来に向けて製造と研究がつながり、研究開発から製造のスピードアップを促進すること、および川崎地区が“技術発信拠点”となることを目指し、2025年4月1日付で川崎工場と総合開発センターの両組織を包含する新たな事業所名称を「川崎イノベーションフロンティアポート」といたしました。新たな事業所名称のもと、統合された管理部門が両組織の強力なハブ機能を果たし、今後の更なる機能強化に向けた取り組みを進めていきます。

② 重要な子会社

区分	会社名	本店所在地
国内	東京材料株式会社	東京都千代田区
	ゼオン化成株式会社	東京都千代田区
	株式会社トウベ	大阪府堺市
海外	Zeon Chemicals Inc.	米国
	Zeon Chemicals Singapore Pte. Ltd.	シンガポール

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,493名	0.7%増

(10) 主要な借入先

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	4,220
農林中央金庫	2,860
みずほ信託銀行株式会社	1,300

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社の100%子会社であるゼオンメディカル株式会社（以下「ZM社」といいます。）の元社長が、2023年9月21日にみなし公務員に対する贈賄容疑で逮捕され、同年10月12日付で東京地裁に起訴されたことを受け、当社は、社外取締役および外部専門家により構成される再発防止特別検討委員会より2024年3月28日付で受領した報告書を踏まえて、同年4月18日付で再発防止策の方針を公表いたしました。その詳細については、下記当社ウェブサイトに掲載している通りです。

<https://www.zeon.co.jp/news/assets/pdf/240418-2.pdf>

以降、当社および当社グループならびにZM社は同再発防止策に沿って、ガバナンス体制の再構築・強化、監査役監査・内部監査体制の強化、グループ全体での企業倫理・風土の改革等の取組みを継続して実施してまいりました。そのような中で、ZM社は医療機器業公正取引協議会（以下「公正取引協議会」といいます。）より、ZM社が医療関係者に対して市販後調査の業務委託費等の名目で供与していた金銭等が「医療機器業における景品等の提供の制限に関する公正競争規約」（以下「公正競争規約」といいます。）第3条の「医療機器の取引を不当に誘引する手段」としての景品類の提供に当たり、公正競争規約に違反するとして、2024年8月26日付で「嚴重警告」の措置を受けました。公正取引協議会の措置は、ZM社の行為が継続的で、かつ違反行為の内容が重大であることから、公正競争規約の重大な違反に当たると認定されたものと当社およびZM社では理解しております。ZM社は、公正取引協議会の上記措置を改めて重く受け止め、同年10月15日、公正取引協議会に対し以下を骨子とする再発防止策を提出いたしました。

- ・公正競争規約の社内周知の徹底および社内研修の実施

- ・営業部門等への牽制機能を役割とする法務・コンプライアンスグループ（新設）、および経営陣による公正競争規約の適合性審査体制・手続の構築
- ・社内監査、および独立した外部機関による社外監査の定期的実施

当社および当社グループならびにZM社は、今後引き続き、公正取引協議会のご指摘も踏まえて再発防止策の着実な実行および継続的な改善に全力を尽くしてまいります。

当社は、2024年6月12日開催の取締役会において、S-SBR事業の環境変化に伴う住友化学株式会社との合併関係の解消、および当該事業に係るお客様向け対応窓口の一本化による効率化の実現を目的として、連結子会社であるZSエラストマー株式会社を完全子会社化のうえで吸収合併することを決議し、2024年6月14日付で合併契約書を締結いたしました。本吸収合併は、会社法第796条第2項に定める簡易合併および同法第784条第1項に定める略式合併の規定により、当社およびZSエラストマー株式会社において合併契約に関する株主総会の承認を得ることなく、2024年10月1日を効力発生日として実施いたしました。

2 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 800,000,000株
- ② 発行済株式の総数 215,251,856株（自己株式16,570,306株を含む。）
 （注）2025年3月11日付で自己株式の消却（14,261,800株）を実施いたしました。
- ③ 株主数 22,836名（前期末比 9,519名増）
- ④ 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	25,560	12.86
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	13,001	6.54
株式会社みずほ銀行	8,370	4.21
朝日生命保険相互会社	7,679	3.86
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	5,306	2.67
全国共済農業協同組合連合会	4,765	2.40
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	4,605	2.32
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	4,540	2.29
日本ゼオン取引先持株会	4,018	2.02
農林中央金庫	4,000	2.01

- (注) 1. 当社は自己株式16,570千株を保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 「株式給付信託（BBT-RS）」の信託財産として信託が保有する当社株式1,391千株は、持株比率の計算において控除する自己株式には含まれておりません。

⑤ 当期中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類および数	交付された者の人数
取締役（社外取締役を除く）	当社普通株式 37,380株	6名

(注) 業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS）」に基づき、社外取締役を除く取締役に對し当社普通株式を付与いたしました。付与対象者との契約により、当該株式については一定期間譲渡、担保権の設定その他の処分が制限されます。付与対象者が譲渡制限期間満了前に取締役会が予め定める地位を退任する（その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除く。）など、一定の場合においては当社が当該株式を無償で取得することとしております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年4月25日および2024年10月28日開催の取締役会において、株主還元の更なる充実および資本効率の向上を図ることを目的として、以下のとおり自己株式を取得すること、また、取得した自己株式を全て消却することを決議いたしました。

- ・取得対象株式の種類 当社普通株式
- ・取得し得る株式の総数 20,000,000株（上限）
- ・株式の取得価額の総額 20,000,000,000円（上限）
- ・取得期間 2024年5月7日～2025年3月21日
- ・取得方法 信託方式を用いた市場買付
自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による市場買付

当該決議に基づき2025年1月20日までに当社普通株式14,261,800株を取得し、2025年3月11日付でその全てを消却いたしました。その取得価額の総額は19,999,961,900円です。

当社は、2024年8月30日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値に対する従業員のモチベーション向上を目的として、日本ゼオン従業員持株会（以下「持株会」といいます。）の会員に対し、当社の発行する普通株式を特別奨励金として付与するインセンティブ・プラン（以下「本スキーム」といいます。）の導入を決議いたしました。本スキームは、持株会の会員に特別奨励金を付与し、当該特別奨励金の拠出をもって持株会に自己株式を処分するものであり、これに基づき、2024年12月10日を処分期日として、以下のとおり自己株式を処分いたしました。

- ・処分株式の種類および株式数 当社普通株式 192,600株
- ・処分価額 一株につき1,179.0円
- ・処分総額 227,075,400円

④ 当社役員の保有状況

	名称	個数	目的となる株式の数	行使期間	保有者数
取締役 (社外取締 役を除く)	日本ゼオン株式会社2006年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	5個	5,000株	2006年8月16日から 2036年8月15日まで	1名
	日本ゼオン株式会社2007年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	4個	4,000株	2007年8月16日から 2037年8月15日まで	1名
	日本ゼオン株式会社2008年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	6個	6,000株	2008年8月12日から 2038年8月11日まで	1名
	日本ゼオン株式会社2009年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	9個	9,000株	2009年8月13日から 2039年8月12日まで	1名
	日本ゼオン株式会社2010年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	8個	8,000株	2010年7月15日から 2040年7月14日まで	1名
	日本ゼオン株式会社2011年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	5個	5,000株	2011年7月14日から 2041年7月13日まで	1名
	日本ゼオン株式会社2012年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	5個	5,000株	2012年7月13日から 2042年7月12日まで	1名
	日本ゼオン株式会社2013年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	8個	8,000株	2013年7月12日から 2043年7月11日まで	1名
	日本ゼオン株式会社2014年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	5個	5,000株	2014年7月14日から 2044年7月13日まで	1名
	日本ゼオン株式会社2015年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	5個	5,000株	2015年7月13日から 2045年7月12日まで	1名
	日本ゼオン株式会社2016年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	14個	14,000株	2016年7月14日から 2046年7月13日まで	1名
	日本ゼオン株式会社2017年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	14個	14,000株	2017年7月14日から 2047年7月13日まで	1名
日本ゼオン株式会社2018年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	10個	10,000株	2018年7月13日から 2048年7月12日まで	1名	

(注) 1. 社外取締役および監査役による保有はございません。

2. 2019年6月27日開催の第94回定時株主総会の決議により、株式報酬型ストックオプション報酬制度は廃止いたしました。そのため、当事業年度におけるストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行っておりません。

(2) 当期中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はございません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役 取締役会長	田 中 公 章	
代表取締役 取締役社長	豊 嶋 哲 也	
取締役 常務執行役員	松 浦 一 慶	基盤事業本部長、エナジー材料事業部長
取締役 常務執行役員	曾 根 芳 之	管理本部長
取締役 常務執行役員	小 西 裕 一 郎	高機能事業本部長、高機能樹脂事業部長
取締役 執行役員	渡 辺 えりさ	コーポレートサステナビリティ推進本部長、 コーポレートサステナビリティ統括部門長
取締役	北 畑 隆 生	学校法人新潟総合学院開志専門職大学学長 (※2025年3月31日を以て退任)
取締役	南 雲 忠 信	ローム株式会社社外取締役 取締役会議長
取締役	池 野 文 昭	スタンフォード大学Biodesign Programディレクター(U.S) Japan Biodesign MedVenture Partners株式会社取締役チーフメディカルオフィサー
取締役	秋 山 美 紀	慶應義塾大学環境情報学部教授
取締役	升 味 佐江子	仙石山法律事務所弁護士
常勤監査役	西 嶋 徹	
常勤監査役	林 佐 知 夫	
監査役	木 村 博 紀	朝日生命保険相互会社代表取締役会長 (※2025年4月1日付で同社取締役会長に就任)
監査役	中 村 昌 允	東京大学大学院工学系研究科非常勤講師
監査役	田名部 深 雪	田名部公認会計士事務所公認会計士

- (注) 1. 取締役升味佐江子氏の戸籍上の氏名は「齋藤佐江子」ですが、職務上使用している氏名で表記しております。
2. 取締役のうち北畑隆生、南雲忠信、池野文昭、秋山美紀および升味佐江子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
3. 監査役のうち木村博紀、中村昌允および田名部深雪の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
4. 取締役のうち北畑隆生、南雲忠信、池野文昭、秋山美紀および升味佐江子の各氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 監査役のうち木村博紀、中村昌允および田名部深雪の各氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
6. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職の状況については、上記に加え「(3) 社外役員に関する事項」にも記載のとおりです。

7. 2024年6月27日開催の第99回定時株主総会において、中村昌允氏および田名部深雪氏が新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
8. 当期中に退任した監査役は次のとおりです。
 監査役 郡 昭夫 (2024年6月27日辞任)
 監査役 西島 信竹 (2024年6月27日辞任)
9. 監査役木村博紀氏は、朝日生命保険相互会社の財務・不動産専管部門長および主計部担当取締役を歴任し、また、監査役田名部深雪氏は公認会計士資格を有しており、それぞれ財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
10. 当社は、取締役北畑隆生、南雲忠信、池野文昭、秋山美紀および升味佐江子の各氏ならびに監査役全員との間に会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令で定める最低責任限度額となります。
11. 当社は、保険会社との間に会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役、監査役および執行役員（退任者を含む。）がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることがある損害が填補されるものとしております。なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しております。
12. (ご参考) その他の執行役員（取締役を兼務しない執行役員）は、以下のとおりです。

地位	氏名	担当
執行役員	小 瀬 智 之	高岡工場長
執行役員	江 口 勉	瑞翁（上海）管理有限公司董事長
執行役員	富 永 哲	経営管理統括部門長 ゼオンエフアンドビー株式会社代表取締役社長
執行役員	中 島 和 雄	コンプライアンス統括部門長
執行役員	中 村 昌 洋	ZEON NEXT探索本部長
執行役員	高 橋 治 彦	高機能マテリアル事業部長、高機能マテリアル販売部長 台灣瑞翁股份有限公司董事長
執行役員	赤 坂 昌 男	研究開発本部長
執行役員	渡 辺 昇	水島工場長
執行役員	柿 原 隆 宏	エラストマー事業部長
執行役員	白 川 真 之	経営企画統括部門長
執行役員	宮 城 孝 一	徳山工場長
執行役員	伏間江 弘	高機能部材事業部長
執行役員	深 淵 智 博	人事統括部門長

※ 2025年4月1日付で、以下の者について担当内容の変更を行っております。

地位	氏名	担当
執行役員	中 村 昌 洋	ZEON NEXT探索本部長、創発推進センター長
執行役員	高 橋 治 彦	高機能マテリアル事業部長 台湾瑞翁股份有限公司董事長
執行役員	赤 坂 昌 男	研究開発本部長、 川崎イノベーションフロンティアポート事業所長、 総合開発センター長
執行役員	白 川 真 之	デジタル統括推進部門長
執行役員	宮 城 孝 一	氷見二上工場長

(2) 当期に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2023年5月19日開催の取締役会において、「経営陣幹部・取締役の報酬決定に係る方針と手続」として以下の内容を決議しております。当該取締役会決議に際しては、その内容について事前に役員指名・報酬委員会の助言を得ております。

- ・持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、社内取締役の役員報酬は次の(1)から(4)、執行役員の役員報酬は(1)、(2)および(4)にて構成し、社外取締役については、定額現金報酬のみで構成する。なお、株式報酬は株式給付信託を通じて支給することとし、毎年一定の時期に付与するポイント数に応じ、原則として(3)は毎年、(4)は中期経営計画各フェーズの終了毎に、当社普通株式を支給する。当該株式については、対象者との契約により一定期間譲渡、担保権の設定その他の処分が制限される。また、対象者が譲渡制限期間満了前に取締役会が予め定める地位を退任する（その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除く。）など、一定の場合においては当社が当該株式を無償で取得する。

(1) 現金報酬（定額部分）

(2) 現金報酬（業績連動部分）

単年度における全社および事業部門に係る財務指標、ならびに主に中期経営計画に対する部門・個人の課題達成度を評価指標とし、各指標は当社グループ全体の長期継続的な成長性、収益性の向上を目的として設定する。

(3) 株式報酬（固定部分）

(4) 株式報酬（業績連動部分）

中期経営計画各フェーズの最終年度の目標値として設定したものと連動した財務指標および非財務指標（ESG関連指標を含む）を評価指標とし、各指標は当社グループ全体の長期継続的な成長性、収益性の向上を目的として設定する。

- ・現金報酬（定額部分）および株式報酬（固定部分）については、役職に応じて具体的な支給金額または付与ポイント数を算定する。現金報酬（業績連動部分）および株式報酬（業績連動部分）については、役割や責任の大きさに基づき設定した標準金額またはポイント数に、評価結果に応じた所定の係数を掛けて算定するものとし、上位経営層になるほど報酬総額に対する当該業績連動部分の割合を大きくする方針とする。
- ・取締役会は、上記の方針に基づき報酬基準を定める。代表取締役は、当該報酬基準に従い、独立社外取締役を含む委員で構成される「役員指名・報酬委員会」の助言を得たうえで、取締役および執行役員の個人別報酬を決定し、内規に定めるところに従い毎年一定の時期に現金報酬の支給および株式報酬に係るポイントの付与を行う。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第82回定時株主総会において年額550百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2023年6月29日開催の第98回定時株主総会において業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS）」に基づく1事業年度当たりの付与ポイント上限として567,300ポイント（うち取締役分は336,900ポイント。当該ポイントは当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は6名です。

監査役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第82回定時株主総会において年額100百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

ておりますが、その出資額は同ファンドの出資総額の5.05%にとどまり、投資委員会への出席権その他の運営に
与する権利はありません。また、仮に当社取締役会において同ファンドと利益が相反する議案が審議される際
には、同氏は当該審議から外れることとしております。

この他同氏にはスタンフォード大学における以下の兼職がありますが、同大学との間に重要な取引関係等
はありません。

スタンフォード大学Biodesign, Programディレクター(U.S) Japan Biodesign

スタンフォード大学Center for Asian Health Research and Education(CARE)日本部門ディレクター

スタンフォード大学SPARK Program(SPARK Global)アジア太平洋共同ディレクター

スタンフォード大学医学部循環器科主任研究員

取締役秋山美紀氏は、慶應義塾大学環境情報学部教授であり、その他同大学における以下の兼職があり
ますが、同大学との間に重要な取引関係等はありません。また、同氏は公益財団法人医療科学研究所理事
でもありますが、同法人との間に重要な取引関係等はありません。

慶應義塾大学医学部兼任教授

慶應義塾大学鶴岡連携研究教育スクエア・先端生命科学研究所兼任教授

慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科委員

慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科委員

取締役升味佐江子氏は、仙石山法律事務所弁護士ですが、同事務所との間には重要な取引関係等
はありません。この他同氏には以下の兼職がありますが、いずれの兼職先との間にも重要な取引関係等
はありません。

公益社団法人自由人権協会代表理事

公益社団法人発達協会理事

公益財団法人日本水泳連盟理事

最高裁判所災害補償審査委員会委員長

監査役木村博紀氏は、朝日生命保険相互会社代表取締役会長であり、同社との間には団体定期保険等
に係る取引関係があります。加えて、同社は当社株式7,679千株（持株比率3.86%）を保有して
おります。なお、木村氏は2025年4月1日付で同社取締役会長に就任して
おります。

監査役中村昌允氏は、東京大学大学院工学系研究科非常勤講師ですが、同大学との間に重要な
取引関係等はありません。また、同氏は一般社団法人京葉人材育成会代表理事・会長でもあり
ますが、同法人との間に重要な取引関係等はありません。

監査役田名部深雪氏は、田名部公認会計士事務所公認会計士ですが、同事務所との間には重要な取引関係等はありません。

② 他の法人等の社外役員との兼任状況

取締役北畑隆生氏は、セーレン株式会社および株式会社ミロク情報サービスの社外取締役を兼務しておりますが、いずれの兼務先との間にも重要な取引関係等はありません。

取締役南雲忠信氏は、ローム株式会社の社外取締役および取締役会議長を兼務しておりますが、同社との間には重要な取引関係等はありません。

監査役木村博紀氏は、横浜ゴム株式会社の監査等委員である社外取締役を兼務しており、同社は当社合成ゴム製品等の需要家であります。また、同氏はリケンN P R株式会社の監査等委員である社外取締役も兼務しておりますが、同社との間には重要な取引関係等はありません。

③ 主な活動状況

当期中に開催された取締役会（全18回）には、取締役北畑隆生氏、南雲忠信氏、池野文昭氏および秋山美紀氏がその全てに、取締役升味佐江子氏がその94%（17回）に、監査役木村博紀氏がその89%（16回）に、それぞれ出席しました。監査役田名部深雪氏はその就任後に開催された取締役会の全て（11回）に、監査役中村昌允氏はその就任後に開催された取締役会の91%（10回）に、それぞれ出席しました。当期中に開催された監査役会（全6回）には、監査役木村博紀氏がその83%（5回）に、中村昌允氏および田名部深雪氏がその就任後に開催された監査役会の全て（4回）に、それぞれ出席しました。各氏とも、その経歴を通じて培われた豊富な経験・見識に基づいた質問等を積極的に行っております。

また、取締役北畑隆生氏には役員指名・報酬委員会の委員長を、取締役南雲忠信、池野文昭、秋山美紀および升味佐江子の4氏には同委員会の委員を委嘱しました。当期中に開催された委員会（全7回）には、取締役南雲忠信氏、池野文昭氏、秋山美紀氏および升味佐江子氏がその全てに、取締役北畑隆生氏がその86%（6回）にそれぞれ出席し、各氏ともその経歴を通じて培われた豊富な経験・見識に基づいた質問等を積極的に行っております。

2023年9月21日、当社の100%子会社であるゼオンメディカル株式会社（以下「ZM社」といいます。）の元社長がみなし公務員に対する贈賄の疑いで逮捕され、同年10月12日、同容疑で東京地方検察庁により起訴されました。また、ZM社は、医療機器業公正取引協議会（以下「公正取引協議会」といいます。）より、ZM社が医療関係者に対して市販後調査の業務委託費等の名目で供与していた金銭等が「医療機器業における景品等の提供の制限に関する公正競争規約」第3条の「医療機器の取引を不当に誘引する手段」としての景品類の提供に当たり、当

該規約に違反するとして、2024年8月26日付で「嚴重警告」の措置を受けました。

社外取締役および社外監査役の各氏は、当該事案が判明するまで当該事案を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等の場で全社的なリスク管理体制整備の必要性について指摘をするなど、ガバナンス強化の視点に立った発言を随時行っておりました。また、他社事案等を踏まえた懸念に基づき執行側に対して詳細調査を提言し、当該事案判明のきっかけを作ったほか、当該事案判明後は、社内調査等の一連の対応の開始後に就任した社外取締役2名が「再発防止特別検討委員会」の委員として再発防止策の提言に参画し、再発防止策の策定以降にあっては当社および当社グループ、ならびにZM社によるガバナンス体制の再構築・強化、監査役監査・内部監査体制の強化、グループ全体での企業倫理・風土の改革等の取組みの進捗報告を受け、取締役会等の場で指導・助言を行うなど、社外役員は各々その職責を果たしております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区分	支払額 (百万円)
当期に係る会計監査人としての報酬等の額	73百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	81百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんが、当期に係る会計監査人としての報酬等の額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等について必要な確認を行い、過去の報酬実績等との比較検討も行った結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行いました。
3. 当社の子会社であるZeon Chemicals Singapore Pte. Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人であるErnst & Young LLPの監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の監査品質等が適正な監査業務の遂行に関し相当でないと認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年4月28日開催の取締役会において、内部統制システム整備に関する基本方針を決議し、その後も内部統制システム整備状況に応じて数度の改定を行っております（最終改定日：2024年6月27日）。

内部統制システム整備に関する取締役会決議

2024年6月27日

日本ゼオン株式会社取締役会

(前文)

当社取締役会は、現に社内に構築されている内部統制のプロセスを再確認するとともに、不備があれば速やかにこれを補充することにより、更に優れた内部統制システムを確立するための「内部統制システム整備に関する基本方針」を以下のとおり定めている。

なお、この基本方針は現時点における、当社に期待される「内部統制システム整備に関する基本方針」であり、当社取締役会は、法令改正やリスクの変化などの状況の変化に応じて、これに関する不断の見直しを行うものとする。

内部統制システム整備に関する基本方針

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、業務執行の法令・定款への適合性を確保するため、監査役の出席のもと、原則として毎月開催し、経営に係る取締役の職務執行の監督を行う。
- ② 取締役会は、外部的視点からの経営監視をその機能および役割として期待し、社外役員を招聘する。
- ③ 取締役は、経営に関する重要な事項について、代表取締役、常務以上の役付執行役員等をもって組織する常務会に付議する。常務会は出席常勤監査役の意見を参考にし、十分な議論を行い審議・決定する。
- ④ 取締役会は、コンプライアンス体制の基礎として、行動規範である「サステナビリティ基本方針」および具体的な行動指針である「CSR行動指針」を定める。
- ⑤ 取締役会は、反社会的勢力との関係を断絶することをCSR行動指針に定め、断固たる態度で反社会的勢力を排除する。

- ⑥ 取締役は、適正な財務報告が、当社の株主・投資家・その他利害関係者からの信頼性確保のために重要であるとの認識に立ち、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を構築する。
- ⑦ 監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に基づき、取締役会への出席、子会社を含む業務状況の調査等を通じ、取締役の職務執行の監査を行うとともに、当社のコンプライアンス体制およびその運用に問題があると認めるときは、意見を述べて改善策の策定を求める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役は、その担当職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。）を、関連資料と併せてこれを少なくとも10年間保管するとともに、必要に応じて取締役および監査役が閲覧可能な状態を維持する。
 - (1) 株主総会議事録
 - (2) 取締役会議事録
 - (3) 常務会議事録
 - (4) 重要な会議体および委員会の議事録
- ② ①に定める文書の他、契約書、決裁書その他の文書については、文書の保有に関する規則に基づき適切に保存および管理を行うものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会は、「リスク管理規程」を損失の危険の管理に関する統括的規程と位置付け、また、個別の損失の危険に対応するために、諸規程を整備する。
- ② 代表取締役を議長とするCSR会議を設置し、CSR会議のもとに次の7つの委員会を常設し、損失の危険の管理にあたる。
 - (1) コンプライアンス委員会
当社グループのコンプライアンスの徹底のために設置し、法令遵守の教育・訓練計画を立案、推進することを目的とする。
 - (2) リスク管理委員会
当社グループの全社的リスク管理体制の構築・運営のために設置し、組織的に潜在リスクを抽出・抑止し、表面化した顕在化リスクを収拾する全社的な体制を整備・運用する。
潜在リスク情報を早期に収集して対処を容易にするために、社外弁護士を窓口とする「コンプライアンス・HOTLINE」等の内部通報制度を整備する。

また、監査役は、リスク管理委員会の構成メンバーとしてリスク管理委員会に出席し、リスク情報の報告を受けることができる。

(3) 広報委員会

当社グループの理念・姿勢・活動等を社会全体および各ステークホルダーに正しく理解してもらうことによる企業知名度およびイメージの向上を図ること、ならびに当社グループの適時適切な情報開示を行うことを目的とする。

(4) 品質保証委員会

当社グループの品質管理、改善および品質保証教育に関する活動計画立案、ならびにこれらを含めた品質保証に関する活動の実施状況のチェック、改善、立案を目的とする。

(5) P L 委員会

当社グループのP L 予防およびP L 教育に関する活動計画立案、ならびにP L 防御に関する活動の実施状況のチェック、改善、立案を目的とする。

(6) 環境安全委員会

当社グループの年度環境安全方針案等の策定、これらの具体的実施事項の進捗状況確認および改善、全社環境安全活動の重要な施策の提案、法令等の改正への対応に関する基本方針の提案、ならびに事故災害に関連した全社への水平展開を目的とする。

(7) 情報管理委員会

当社グループとして管理すべき情報の入手から廃棄に至るまでの適切な管理に関する当社グループ全体の基本政策立案、その推進と実施状況のチェック、および改善の提案を目的とする。

- ③ 当社グループの企業価値を大きく毀損する事象に対して緊急対応が必要な事態が発生した場合に全社的統制を行うための組織体として、C S R 会議の下に危機管理委員会を設置する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則毎月開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催する。当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、代表取締役、常務以上の役付執行役員等をもって構成される常務会を原則として月2回開催し、これらの審議を経て業務執行の決定を行う。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、諸規程において、それぞれの責任者およびその権限、執行手続について定める。

③ 取締役会は、執行役員を選任し、その責任と権限を明確にすることにより、業務執行のスピードアップを図る。

5. 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社における業務の適正を確保するため、当社グループ全てに適用する行動指針として、「CSR行動指針」を定め、グループ企業各社が当該指針に則った企業運営、コンプライアンスを徹底した企業活動を行うよう指導するとともに、各社における諸規程の整備を支援する。

② 子会社の効率的な業務運営の確保と適切な監督により、その健全な成長を支援することを目的として、当社グループ共通の「グループ企業管理規程」を定め、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

③ CSR会議のもとに常設される7つの委員会は、当社グループ全体の損失の危険の管理にあたるものとし、子会社各社は各委員会の監督のもと、個別の損失の危険に対応するための諸規程を整備する。また、子会社の役員および従業員は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、遅滞なくコンプライアンス委員会およびリスク管理委員会に報告する。

④ 取締役会は、代表取締役の下に監査室を設置する。監査室は、当社グループ共通の内部監査基準に基づき、当社および子会社の業務の適正を確保するために必要な監査を行い、その結果を定期的に、および必要に応じて、代表取締役、取締役会および監査役会に報告する。

6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

① 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めたときは、会社は当社の従業員から監査役補助者を任命するものとする。

② ①の従業員の取締役からの独立性を確保するために、監査役は①の従業員の人事について事前に報告を受け、必要な場合は会社に対して変更を申し入れることができるものとする。また、当該従業員は当社の就業規則に服するが、監査役補助業務に係る当該従業員への指揮命令権は監査役に属する。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

① 監査役は、取締役会、常務会その他の重要な会議に出席し、当社の業務執行に関する報告を受けることができる。

- ② 当社および子会社の役員および従業員は、当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項がある場合は、監査役に直ちに報告する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社および子会社の役員および従業員に対して報告を求めることができる。
- ③ 取締役は、内部通報に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。当該規程には、通報をした従業員等が通報を理由に不利益な取扱いを受けない旨を、その内容に含めるものとする。
- ④ 監査役は職務の執行について生ずる費用に関しては、各監査役の請求に基づき当社の負担により精算するものとする。
- ⑤ 監査役は、自らの判断により、定期的に会計監査人より会計監査の結果を聴取するとともに意見交換を行い、必要に応じて監査法人の監査に立会い、また、監査業務を執行した公認会計士と協議の場を持つなどして、監査法人と相互の連携を高める。

以上

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 職務の執行の適正および効率性の確保に係る取組みの状況

取締役会は社外取締役5名を含むすべての取締役で組織し、社外監査役3名を含む監査役の出席のもと、法令に定める職務のほか、経営の基本方針・戦略その他重要な業務執行の決定とその報告を行うために、原則として毎月1回開催しております。

また、経営の機動性を確保するため、代表取締役、常務以上の役付執行役員等で組織する常務会を原則として月2回開催し、経営の重要事項について十分に論議を行って審議・決定を行っております。2007年度からは執行役員制度を導入し、その責任と権限を明確にすることにより業務執行のスピードアップを図っております。

② コンプライアンスに係る取組みの状況

行動規範である「サステナビリティ基本方針」および具体的な行動指針である「CSR行動指針」を定め、当社グループの役員・従業員にそれらの内容を含むコンプライアンステキストを配布するなどして、当社グループ全体へのコンプライアンス意識の浸透に努めております。

また、社外弁護士を窓口とする「コンプライアンス・HOTLINE」等の内部通報制度に係る社内規程を整備・運用しております。

③ 損失の危険の管理に係る取組みの状況

「リスク管理規程」をはじめとするリスクマネジメントに係る社内規程を整備するとともに、CSR会議の下に7つの委員会（コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、情報管理委員会、広報委員会、品質保証委員会、PL委員会、環境安全委員会）を常設し、リスクに対応する体制を構築しております。

④ 企業集団における業務の適正の確保に係る取組みの状況

当社グループ共通の「グループ企業管理規程」を整備し、グループ企業の経営の管理を行うとともに必要に応じてモニタリングを行っております。また、グループ各社に対して内部監査を実施するとともに、グループ企業として整備すべき社内規程をリスト化し、各社における規程整備の支援を行っております。

⑤ 監査役監査の実効性の確保に係る取組みの状況

監査役は取締役会、常務会その他の重要な会議に出席するなどして、当社の業務執行に関する報告を受けております。また、内部監査部門が行う業務監査に立会うなど、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、法務部をはじめとする当社内の内部統制部門とも情報交換の場を設け、監査の実効性確保に努めております。

監査役は人事担当取締役との間で協定書を取り交わし、社外監査役を含む監査役の職務を補助すべき使用人（監査役スタッフ）を適正に確保しております。

7 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えており、当社株券等に対する大量買付けであっても、当社の株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、買収提案の中には、その目的等から見て企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや、対象会社の株主に株券等の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主が買収提案の内容を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の株主共同の利益に資さないものもないとは言えません。

当社の企業価値を維持・向上させていくためには、地球や社会の課題解決に役立つ製品・サービスを続々と提供することを可能とし、ひいては当社のサステナビリティ（企業理念「大地の永遠と人類の繁栄に貢献する」のもと、当社が社会とともに持続的な成長を続けていくことをいいます。以下同じ）を中核として支える「独創的技術」の強化・創出とともに、高度の専門性を有するのみならず、「まずやってみよう」「つながろう」「磨き上げよう」という当社の重要な価値観を理解し、この価値観に基づいた行動を実践できる多様かつ有能な人材を、研究開発・生産・販売・管理等のさまざまな分野にわたり育成・確保すること、並びにユーザー密着型の製品開発及び市場展開等に貢献する取引先との良好な関係を構築することが必要不可欠です。C S R（Corporate Social Responsibility。社会から信頼される会社、社会の期待に応える会社であり続けるための、当社のあらゆる活動であって、サステナビリティ実現の基礎となるものをいいます。以下同じ）を全うし、広く社会からの信頼を確保することも、企業価値の持続的向上のためには必要不可欠と考えております。従いまして、当社株券等の大量買付けを行う者が、当社の財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させる姿勢と方針を持つのでなければ、当社の株主共同の利益は毀損されることとなります。

また、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を短期間のうちに適切に判断することは必ずしも容易でないものと思われます。従いまして、当社株主の皆様が買収の提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供せずに、当社株券等の大量買付けや買収の提案が行われる場合には、当社の株主共同の利益が毀損されることになりかねません。

当社は、このような当社の株主共同の利益に資さない買収提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を

支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、「大地の永遠と人類の繁栄に貢献する」を企業理念として、大地（ギリシャ語で「ゼオ」）と永遠（ギリシャ語で「エオン」）からなるゼオンの名にふさわしく、独創的な技術・製品・サービスの提供を通じ、「持続可能な地球」と「安心で快適な人々の暮らし」に貢献することを使命に、企業価値の維持・向上に努めてまいりました。具体的には、当社の開発した世界最高レベルの蒸留精製技術であるG P B法およびG P I法その他の独自技術により、原油精製物であるC₄留分およびC₅留分を徹底的に分離精製し、特殊ゴム、リーフアルコール、シクロオレフィンポリマー、光学フィルム、電池（エナジー）材料等に代表される高付加価値の石油化学製品を続々と生み出すことを通じて、高い性能を要求される用途に応え続け、「持続可能な地球」と「安心で快適な人々の暮らし」の実現に貢献し、ひいては当社の市場競争力を創造してきたものであります。

このように当社の企業価値の源泉は、第一義的には、地球や社会の課題解決に役立つ製品・サービスを続々と提供することを可能とし、当社のサステナビリティを中核として支える「独創的技術」にあります。当社は、重点開発領域へのリソース積極投入による新事業の創出及び新製品の開発、工場とも連携した既存生産技術の改善と新規生産技術の開発、社内技術資産の共有（知と知の融合）およびオープンイノベーション（自前主義からの脱却）の推進などによる研究開発のスピードアップといった諸課題への取組みを通じて、独創的技術の継続的な強化・創出に努めております。

そして、このような独創的技術を基盤とした事業展開には、研究開発・生産・販売・管理等のさまざまな分野にわたり、高度の専門性を有するとともに「まずやってみよう」「つながろう」「磨き上げよう」という当社の重要な価値観（大切にすること）を理解し、この価値観に基づいた行動を実践できる多様かつ有能な人材を確保することが不可欠です。当社においても労使間で長年にわたり醸成された深い信頼関係の下、こうした人材の育成・確保に努めるとともに、企業風土育成のための諸活動を進めております。また、長年の取引関係を通じ築き上げてまいりました顧客・原料調達先・製造委託先・共同研究先をはじめとする取引先との良好な関係も、ユーザー密着型の製品開発および市場展開を可能とする等の面で、当社の企業価値の維持・向上に寄与するものと考えられます。

さらに、当社は、C S Rを全うし、広く社会からの信頼を確保することも、企業価値の持続的向上のためには必要不可欠と考えております。当社は、「『持続可能な地球』と『安心で快適な暮らし』に貢献する」「公正で誠実な活

動を貫き、信頼される企業であり続ける」「より良い未来のために、一人ひとりが考え、行動する」の3項目からなる『サステナビリティ基本方針』と、その趣旨を具体的に求められる行動の基準として列挙し規定化した『CSR行動指針』を定めるとともに、『CSR会議』を最高機関とするCSR推進体制を運用し、コンプライアンス体制の強化、安全な工場の実現、地域社会との共生等の諸課題に継続的に取り組み、当社に係る利害関係者（いわゆるステークホルダー）の信頼の維持・確保に努めております。

当社は、中期経営計画の策定および実行等の取組みを通じ、これら当社の企業価値の源泉を今後も継続的に発展させていくことが、企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上につながるものと考えており、基本方針の実現にも資するものと考えております。したがって、かかる取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2023年6月29日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって「当社株券等の大量買付行為に関する対応方針」を廃止いたしました。昨今、株券等に対する大量買付けが行われた際に、具体的な状況を踏まえ、株券等の大量買付行為に関する対応方針の必要性を検討し、株主の皆様意思を確認したうえで、これを導入する事例もみられます。このような近時の動向や株主・投資家の皆様との対話状況等を踏まえ、2023年5月11日開催の取締役会において、当該対応方針の継続を行わないことを決議したものです。

当社といたしましては、当社の株主共同の利益が毀損されるおそれのある買収提案や大量買付けがなされた場合には、当社の株主共同の利益が最大化されることを確保するために、株主の皆様がその是非を検討するために必要な時間と情報を確保すること等を目的として、必要に応じて、その時点において採用可能な適切と考えられる施策を講じてまいります。

以上の取組みは、当社株券等に対する大量買付けがなされた際に、当該買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の株主共同の利益を確保し、向上させるという目的の下になされるものであります。したがって、かかる取組みは基本方針に沿うものであり、また、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものでもありません。

以上

備 考

事業報告は次により記載されております。

1. 百万円単位の記載金額はそれぞれ単位未満四捨五入により表示しております。
2. 千株単位の株式数は千株未満切捨てにより表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第100期 2025年3月31日現在
資産の部	
流動資産	298,134
現金及び預金	27,366
受取手形及び売掛金	81,570
電子記録債権	5,667
商品及び製品	109,037
仕掛品	8,270
原材料及び貯蔵品	24,284
未収入金	34,111
その他	7,940
貸倒引当金	△111
固定資産	235,652
有形固定資産	143,703
建物及び構築物	45,382
機械装置及び運搬具	40,706
土地	17,937
建設仮勘定	34,361
その他	5,316
無形固定資産	5,985
投資その他の資産	85,964
投資有価証券	71,191
繰延税金資産	7,564
その他	9,371
貸倒引当金	△2,163
資産合計	533,786

科目	第100期 2025年3月31日現在
負債の部	
流動負債	152,022
支払手形及び買掛金	68,617
電子記録債務	2,892
短期借入金	8,960
コマーシャル・ペーパー	17,000
未払法人税等	2,979
賞与引当金	3,067
修繕引当金	7,709
その他の引当金	12
その他	40,786
固定負債	23,771
繰延税金負債	1,142
退職給付に係る負債	14,195
修繕引当金	1,181
その他の引当金	435
その他	6,817
負債合計	175,793
純資産の部	
株主資本	309,398
資本金	24,211
資本剰余金	19,323
利益剰余金	287,773
自己株式	△21,910
その他の包括利益累計額	47,854
その他有価証券評価差額金	21,815
繰延ヘッジ損益	△4
為替換算調整勘定	25,819
退職給付に係る調整累計額	225
新株予約権	88
非支配株主持分	652
純資産合計	357,992
負債純資産合計	533,786

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第100期
	2024年4月1日から 2025年3月31日まで
売上高	420,647
売上原価	302,414
売上総利益	118,233
販売費及び一般管理費	88,913
営業利益	29,321
営業外収益	5,664
受取利息	312
受取配当金	2,759
為替差益	1,138
持分法による投資利益	74
補助金収入	456
雑収入	926
営業外費用	1,934
支払利息	157
休止固定資産減価償却費	341
投資事業組合運用損	219
寄付金	341
貸倒引当金繰入額	580
雑損失	296
経常利益	33,051
特別利益	8,724
固定資産売却益	37
投資有価証券売却益	8,294
その他	393
特別損失	8,861
固定資産処分損	840
減損損失	5,808
投資有価証券評価損	966
助成金返還損	1,053
その他	194
税金等調整前当期純利益	32,915
法人税、住民税及び事業税	8,953
法人税等調整額	△2,393
当期純利益	26,355
非支配株主に帰属する当期純利益	156
親会社株主に帰属する当期純利益	26,199

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	24,211	19,582	289,930	△19,435	314,288
当期変動額					
剰余金の配当			△12,674		△12,674
親会社株主に帰属する当期純利益			26,199		26,199
自己株式の取得				△20,000	△20,000
自己株式の処分		△5		292	287
自己株式の消却		△17,233		17,233	
利益剰余金から 資本剰余金への振替		16,777	△16,777		
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		203			203
連結範囲の変動			1,095		1,095
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	△258	△2,157	△2,475	△4,890
当期末残高	24,211	19,323	287,773	△21,910	309,398

	その他の包括利益累計額				
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計
当期首残高	30,502	7	17,576	6	48,092
当期変動額					
剰余金の配当					
親会社株主に帰属する当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
自己株式の消却					
利益剰余金から 資本剰余金への振替					
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動					
連結範囲の変動					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△8,687	△11	8,242	219	△237
当期変動額合計	△8,687	△11	8,242	219	△237
当期末残高	21,815	△4	25,819	225	47,854

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	88	1,262	363,729
当期変動額			
剰余金の配当			△12,674
親会社株主に帰属する当期純利益			26,199
自己株式の取得			△20,000
自己株式の処分			287
自己株式の消却			－
利益剰余金から 資本剰余金への振替			－
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動			203
連結範囲の変動			1,095
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	△609	△847
当期変動額合計	－	△609	△5,737
当期末残高	88	652	357,992

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第100期 2025年3月31日現在	科目	第100期 2025年3月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	214,560	流動負債	168,260
現金及び預金	4,007	買掛金	65,249
電子記録債権	159	短期借入金	8,960
売掛金	67,733	コマーシャル・ペーパー	17,000
商品及び製品	66,517	リース債務	171
仕掛品	6,225	未払金	23,622
原材料及び貯蔵品	16,113	未払費用	10,307
前払費用	638	未払法人税等	1,154
未収入金	32,027	前受金	625
短期貸付金	17,883	預り金	31,513
その他	3,258	賞与引当金	1,617
		修繕引当金	7,709
		資産除去債務	4
固定資産	214,109	その他	328
有形固定資産	104,484	固定負債	12,737
建物	31,728	リース債務	397
構築物	7,230	修繕引当金	1,181
機械装置	25,320	退職給付引当金	10,408
車両運搬具	12	役員株式給付引当金	383
工具、器具及び備品	2,108	資産除去債務	289
土地	11,196	その他	80
リース資産	444		
建設仮勘定	26,447	負債合計	180,997
無形固定資産	5,460	純資産の部	
ソフトウェア	5,198	株主資本	227,385
その他	262	資本金	24,211
投資その他の資産	104,165	資本剰余金	18,336
投資有価証券	52,953	資本準備金	18,336
関係会社株式	29,711	利益剰余金	206,748
関係会社出資金	1,885	利益準備金	3,027
長期貸付金	25,100	その他利益剰余金	203,721
長期前払費用	833	圧縮記帳積立金	434
繰延税金資産	5,833	別途積立金	9,081
その他	754	繰越利益剰余金	194,207
貸倒引当金	△12,905	自己株式	△21,910
		評価・換算差額等	20,200
		その他有価証券評価差額金	20,200
資産合計	428,670	新株予約権	88
		純資産合計	247,672
		負債純資産合計	428,670

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第100期
	2024年4月1日から 2025年3月31日まで
売上高	290,545
売上原価	210,897
売上総利益	79,649
販売費及び一般管理費	62,187
営業利益	17,462
営業外収益	9,196
受取利息・配当金	7,150
貸倒引当金戻入額	876
その他	1,170
営業外費用	3,167
支払利息	1,488
貸倒引当金繰入額	875
その他	804
経常利益	23,491
特別利益	9,168
投資有価証券売却益	7,980
固定資産売却益	3
抱合せ株式消滅差益	1,133
その他	52
特別損失	8,802
固定資産処分損	798
減損損失	5,550
関係会社株式評価損	433
投資有価証券評価損	966
助成金返還損	1,053
その他	2
税引前当期純利益	23,858
法人税、住民税及び事業税	5,300
法人税等調整額	△1,369
当期純利益	19,927

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本 合計
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 合 計	その他利益剰余金			利 益 剰 余 金 計		
						圧縮記帳 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	24,211	18,336	461	18,797	3,027	451	9,081	203,713	216,272	△19,435	239,845
当期変動額											
圧縮記帳積立金の取崩						△18		18	-		-
剰余金の配当								△12,674	△12,674		△12,674
当期純利益								19,927	19,927		19,927
自己株式の取得										△20,000	△20,000
自己株式の処分			△5	△5						292	287
自己株式の消却			△17,233	△17,233						17,233	-
利益剰余金から 資本剰余金への振替			16,777	16,777				△16,777	△16,777		-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	△461	△461	-	△18	-	△9,506	△9,524	△2,475	△12,460
当期末残高	24,211	18,336	-	18,336	3,027	434	9,081	194,207	206,748	△21,910	227,385
	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計					
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計									
当期首残高	28,824		28,824		88		268,757				
当期変動額											
圧縮記帳積立金の取崩											
剰余金の配当							△12,674				
当期純利益							19,927				
自己株式の取得							△20,000				
自己株式の処分							287				
自己株式の消却											
利益剰余金から 資本剰余金への振替											
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△8,624		△8,624				△8,624				
当期変動額合計	△8,624		△8,624				△21,084				
当期末残高	20,200		20,200		88		247,672				

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

日本ゼオン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤田 建二
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	重松 良平

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ゼオン株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ゼオン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査開に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

日本ゼオン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤田 建二
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	重松 良平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ゼオン株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、オンライン形式も活用しながら取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社についても、当初計画に基づき監査を実施し事業の報告を受けるとともに、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図りました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 財務報告に係る内部統制について、取締役等及びE Y新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け必要に応じて説明を求めました。
 - ④ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ⑤ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況、監査の方法及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制、即ち会社計算規則に掲げる事項を「監査に関する品質管理基準」等に従って適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システム整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、事業報告に記載のとおり、当社子会社における医療関係者機関への不適切な支払に関して、当社は2024年4月18日付で再発防止策の方針を公表し、以降、当社および当社グループならびに当社子会社は同再発防止策に沿って取り組みを継続してきました。そのような中で、当社子会社は医療機器業公正取引協議会（以下「公正取引協議会」といいます。）より、「医療機器業における景品等の提供の制限に関する公正競争規約」に違反するとして、2024年8月26日付で「嚴重警告」の措置を受け、同年10月15日、公正取引協議会に対し再発防止策を提出しました。

監査役会は今後も引き続き、公正取引協議会のご指摘も踏まえて再発防止策の着実な実行および継続的な改善がなされることを監視してまいります。

2025年5月16日

日本ゼオン株式会社 監査役会

常勤監査役 **西嶋 徹** ㊞
常勤監査役 **林 佐知夫** ㊞
社外監査役 **木村 博紀** ㊞
社外監査役 **中村 昌允** ㊞
社外監査役 **田名部 深雪** ㊞

以 上

会場ご案内

住所

東京都千代田区丸の内一丁目7番12号

サピアタワー 6階

ステーションコンファレンス東京 電話 03-6888-8080 (代表)

交通

- J R ① 東京駅八重洲北口改札徒歩2分 新幹線専用改札（日本橋口）直結
東京メトロ ② 東西線大手町駅B7出口直結



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

NAVITIME

出発地から株主総会会場までスマートフォンでご案内します。右図を読み取りください。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。